

富里市空き家活用制度

制度のご案内

富里市空き家活用制度とは？

市内の空き家を、有効活用することで、地域の活性化と良好な住環境を守り、ひいては移住及び定住を促進するための制度です。

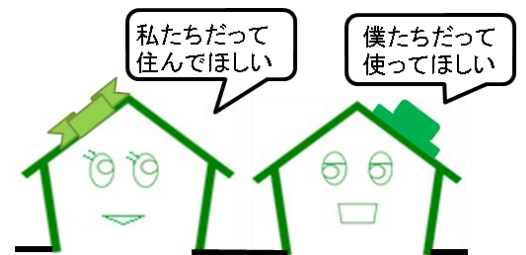


【空き家バンク】

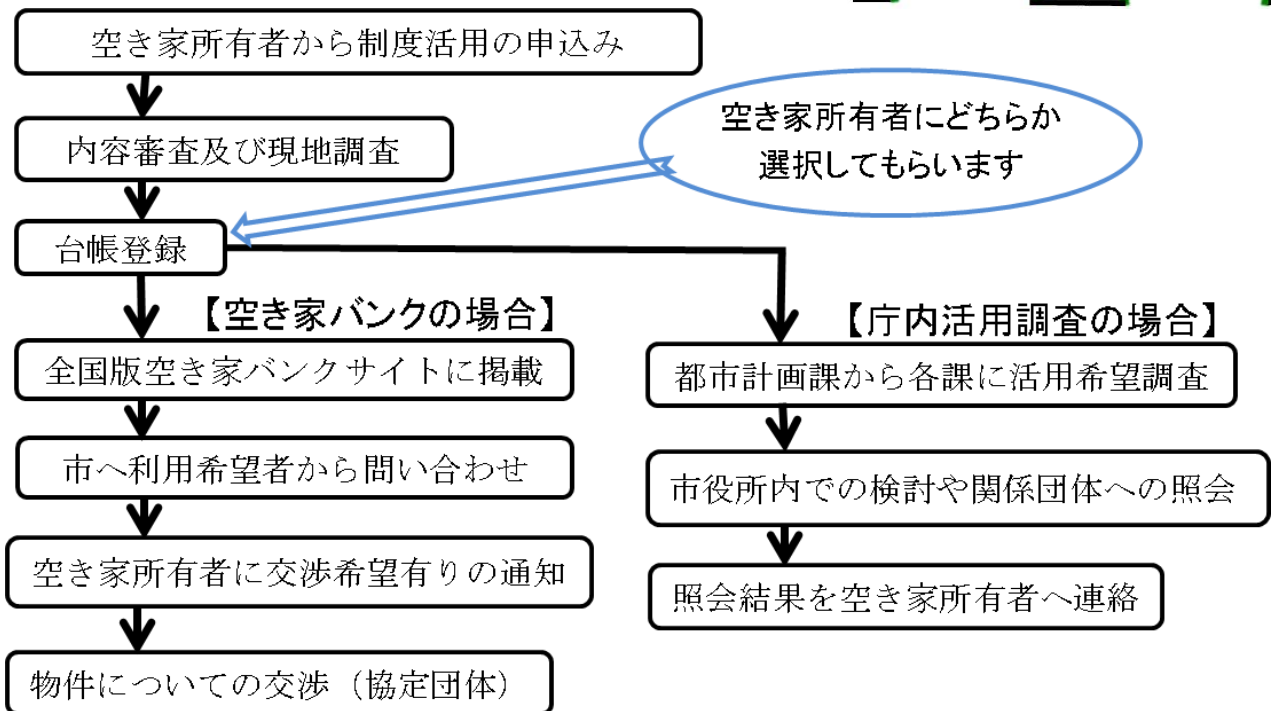
空き家の登録情報を、「全国版空き家バンク（国のシステム）」を活用し、ホームページ等に公開して、空き家の活用を希望する所有者と空き家の利用を希望する方との橋渡しを、市と協定団体の一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会印旛支部が協力して行う制度です。

【庁内活用調査】

登録した空き家の情報を、市役所内で共用することで、関係各課や団体での活用について調査する制度です。



空き家活用制度のフロー図



【制度の注意点】

- (1) 倒壊のおそれがあるなど保安上危険となるおそれがあるものや都市計画法又は建築基準法等の法令に違反した建築物などの物件は登録できない場合があります。
 - (2) 物件の空き家に関する交渉、売買、賃貸借等の契約については、市は直接関与しません。市と協定している宅地建物取引業協会印旛支部が、行うこととなります。
 - (3) 宅地建物取引業法第34条の2に規定する媒介契約を、締結している物件は登録できません。
 - (4) この制度の運用上知りえたことについて、この制度の目的以外に使用してはいけません。
- ※詳しくは、富里市空き家活用制度実施要綱をご覧ください。

不明なことなどは、お問い合わせください。



富里市役所都市建設部都市計画課
千葉県富里市七栄652-1
0476-93-5148
富里市HP
<http://www.city.tomisato.lg.jp/>